



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | | |
|-----|--------------------------------------|--------------|---|
| 154 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課)..... | 1 |
| 155 | 公共測量の実施 | (技術調査課)..... | 2 |
| 156 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 2 |
| 157 | 道路の供用開始 | (")..... | 2 |
| 158 | 道路の区域変更 | (")..... | 2 |
| 159 | 道路の供用開始 | (")..... | 3 |
| 160 | 道路の位置の指定の廃止 | (都市政策課)..... | 3 |
| 161 | 道路の位置の指定 | (")..... | 3 |
| 162 | 文書等送達業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (警察本部)..... | 4 |
| 163 | 警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 | (警察本部)..... | 6 |

○ 内水面漁場管理委員会告示

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|---|
| 1 | 令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 | | 8 |
|---|--------------------------|-------|---|

○ 公告

- | | | | |
|--|---------------|--------------|---|
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課)..... | 9 |
|--|---------------|--------------|---|

告 示

和歌山県告示第154号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第155号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（GNSSによる基準点測量（1級GNSS測量機））
- 2 作業期間 令和6年1月30日から同年2月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町潤野地内

和歌山県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字細川字西ノ迫50番1地先から同町大字細川字西ノ迫69番2地先まで	旧	14.41 } 45.75	294.30	
同上	新	19.70 } 46.58	261.61	

和歌山県告示第157号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字細川字西ノ迫50番1地先から同町大字細川字西ノ迫69番2地先まで

供用開始の期日 令和6年2月20日

和歌山県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市向副1058番地先から同市上田字森ノ本104番2地先まで	旧	7.87 } 32.30	917.90	
同上	新	10.01 } 32.30	917.36	

和歌山県告示第159号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市向副1058番地先から同市上田字森ノ本104番2地先まで

供用開始の期日 令和6年2月20日

和歌山県告示第160号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を、次のとおり廃止した。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

廃止番号	廃止する道路の位置	申 請 者 住 所 氏 名	廃止年月日	廃 止 道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2670	有田市新堂字辨天48番4の一部	有田市糸我町西558番地 株式会社南元 代表取締役 宮井としみ	令和 6.1.31	4.10	35.00

和歌山県告示第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3666	有田市新堂字辨天48番4、4 8番7、47番1の一部	有田市新堂47番地1 株式会社日本グルメ市場 代表取締役 山崎裕次	令和 6.1.31	6.00	51.07
------	-------------------------------	---	--------------	------	-------

和歌山県告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等通送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度
令和6年度
- (2) 調達役務の名称
文書等通送業務民間委託業務
- (3) 調達役務の仕様等
文書等通送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、同法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、通送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 警備業法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第

20号) 第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

エ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

オ 運転員等勤務計画予定表

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の(8)から(10)まで及び(12)に掲げる資格を証する書面

ケ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからエまで及びカに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びオからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年2月20日（火）から同年3月25日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年2月20日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年2月20日（火）から同年3月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年2月20日（火）から同年3月6日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年2月20日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)イ、エ及びキに掲げる申請書類については、令和6年3月6日（水）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年3月6日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和6年3月13日（水）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年3月19日（火）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年3月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度
令和6年度
- (2) 調達役務の名称
警備員指導教育責任者講習業務
- (3) 調達役務の内容等
警備員指導教育責任者講習業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
令和6年4月1日（月）から同年11月30日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までにおいて、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行う

ために必要な知識及び技能に関する講習)の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ及びキに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年2月20日（火）から同年3月25日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年2月20日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年2月20日（火）から同年3月4日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和6年2月20日（火）から同年3月6日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年2月20日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の（1）ウ、オ及びキに掲げる申請書類については、令和6年3月6日（水）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和6年3月6日（水）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

メールアドレス e8201001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和6年3月13日（水）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年3月19日（火）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年3月25日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和6年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和6年2月20日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
十津川村漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	400,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	200,000尾
		もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	60,000尾
	和内共第38号	あまご	20,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	70,000尾
		あまご	20,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	430,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	30,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	380,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
和内共第15号	あまご	80,000尾	
	切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ
和内共第16号	もくずがに	8,000尾	
	うなぎ	7kg	
	南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ

		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	90,000尾
		あまご	10,000尾
		もくずがに	5,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	230,000尾
		あまご	40,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	230,000尾
		もくずがに	10,000尾
		うなぎ	10kg
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	40,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	10,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第40号	あゆ	370,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和5年5月12日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路（3・5・12号目良線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課